

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例（資源循環推進課） 1（14）	全域（長野市及び松本市の区域を除く）	知 事	事業計画協議 地域振興局 （環境・廃棄物対策課） ↓ 資源循環推進課	（行為の制限） 廃棄物処理施設の設置許可の申請に先立つ知事への事業計画協議	条31条	
1（15） 森 林 法 （森林政策課・森林づくり推進課）	保安林 （法25、25の2） ※長野県に限定してわかりやすく表現しています。	農林水産大臣 （国有保安林及び民有保安林の1～3号）	指定の解除 地域振興局 （林務課） ↓ 森林づくり推進課 ↓ 林野庁 （治山課）	（行為の禁止） 他の用途（森林以外）への転用をする場合は、保安林の指定の解除が必要	法26①② 法26の2①②	保安林の種類 1号：水源かん養 2号：土砂流出防備 3号：土砂崩壊防備 4号：飛砂防備 5号：防風 〃：水害防備 〃：潮害防備 〃：干害防備 〃：防雪 〃：防霧 6号：なだれ防止 〃：落石防止 7号：防火 8号：魚つき 9号：航行目標 10号：保健 11号：風致
		知 事 （民有保安林の4号以下） ※長野県に限定してわかりやすく表現しています。	指定の解除 地域振興局 （林務課） ↓ 森林づくり推進課			
	地域振興局長 （委 任）	許 可 地域振興局 （林務課）	（行為の制限） 1 立木の伐採 2 立竹の伐採 3 立木の損傷 4 家畜の放牧 5 下草・落葉又は落枝の採取 6 土石・樹根の採取 7 開墾その他の土地の形質変更	法34①② （適用除外） 法34①② ただし書 則60 〃62 〃63		
			届 出 地域振興局 （林務課）	（行為の制限） 間伐のための伐採 択伐（人口植栽に係る森林）立木の伐採	法34の2① 法34の3①	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (15) 森 林 法 (森林政策課・森林づくり推進課)	保安施設地区 (法41)	農林水産大臣	指定の解除 保安林に同じ。	(行為の禁止) 保安林に同じ。	法44	
		地域振興局長 (委 任)	許 可 保安林に同じ。	(行為の制限) 保安林に同じ。	法44	
	保安林予定森林 (法30)	知 事	行為の禁止	(行為の禁止) (告示後 90 日を超えない期間内で下記行為を禁止できる。) ・立木の伐採 ・立竹の伐採 ・土石・樹根の採掘 ・開墾その他土地の形質変更	法31	
地域森林計画対象民有林 (法5)	知 事	許 可 地域振興局 (林務課) ↓ 森林づくり推進課	【林地開発許可】 (行為の制限) 1 森林の開発行為の面積が1haを超えるもの (太陽光発電設備の設置は0.5haを超えるもの) 2 専ら道路の場合は新設又は改築の面積が1haを超え、幅員が3mを超える開発行為 (許可の範囲) 1 森林法第26条第1項及び第26条の2第1項の規定による保安林の指定の解除を必要とするもの 2 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を必要とするもののうち、その権限が農林水産大臣に属するもの 3 都市計画法第29条第1項の規定による許可を必要とするもののうち、市街化調整区域内における開発行為(都市計画法第35条の2第1項に該当するものを除く。)に該当するもの。 4 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を必要とするもののうち、都市計画法の定義による開発区域の面積が4haを超えるもの 5 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当するもの。 6 長野県環境影響評価条例第2条第4号に規定する対象事業に該当するもの 7 他県又は2以上の地域振興局の管轄区域にわたるもの	法10の2① (適用除外) 法10の2① I～III	「森林」 1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 2 木竹の集団的な生育に供される土地 「開発行為」 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為 [適用除外] 1 国又は地方公共団体が行う場合(みなされる法人も含む。) 2 火災・風水害、その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ公益性が高いと認められる事業で、省令で定められるものの施行として行う場合	

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (15) 森林法 (森林政策課・森林づくり推進課)	地域森林計画対象民有林(法5)	地域振興局長(委任)	許 可 地域振興局 (林務課)	【林地開発許可】 (行為の制限) 同 上 (許可の範囲) 知事許可の範囲以外全部	法10の2① (適用除外) 法10の2① I～III	4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条に該当する行為 5 1、3及び4については地域振興局と連絡調整を行うこと。(市町村は除く)――
		市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	【森林の土地の所有者となった旨の市町村長への届出】 (届出の範囲) 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたとき以外全部 (届出の期間) 土地の所有者となった日から90日以内 (県への報告) 保安林又は保安施設地区内の森林であった場合、市町村長は県知事へ届出のあった日から30日以内に内容を通知しなければならない。	法10の7の2①② 法規則 7 ①③	
	地域森林計画対象民有林の普通林(法5)	市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	(行為の制限) ・立木の伐採 ・開発行為(1ha以下。ただし、太陽光発電設備を目的とする開発行為にかかる土地の面積が0.5haを超えるものは除く。)	法10の8①	[適用除外] 1 保安林及び保安施設地区内の森林(許可) 2 開発行為の許可済森林 3 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務がある者がその履行として行う伐採 法10の8①III～ XII
1 (16)長野県ふるさと森林づくり条例 (森林政策課)	森林整備保全重点地域(条19) 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出等により、森林整備保全重点地域として指定することができる。	知 事	届 出 地域振興局 (林務課)	(行為の制限) 開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為にかかる土地の面積が0.1ha以上であるもの。)	条24	[適用除外] 1 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合。 2 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合。 3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合。 4 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合。